

## 意見書(要旨)

市民に係わりのある問題でも、それが国の仕事であったり、県の仕事であったりする場合、市の行政だけでは解決できないこともあります。

そのような時、本市議会の意思として、国や県などの関係行政機関のほか、政府などに「意見書」を提出して問題の積極的な解決を求めます。

### ◆食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書

度重なる加工食品原料の産地偽装事件等により、今や多くの消費者が食の安全・安心を求め、国産の自給力向上及び冷凍・加工食品の原料産地の表示義務化を願っている。遺伝子組み換え(GM)食品についても多くの消費者が安全性に不安を抱き、食べたくないと考えているにも拘らず、現在の表示制度の欠陥により、そうとは知らず食べられている。また、体細胞クローン由来食品に至っては、国の食品安全委員会は、出産・肥

育期の異常多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、商品化が間に迫っている。受精卵クローン由来食品は、既に任意表示で流通が始まっており、消費者の多くが食べたくないと考えていても、表示されないため避けることができないのが現状である。今こそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティ(産地と生産方法の履歴)とそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。消費者が「知る権利」に基づいて、買う、買わないを自ら判断し決定できる社会の実現を目指し、充実した食品表示制度となるよう、以下の事項について強く要望する。

- 一 加工食品原料のトレーサビリティと原料産地の表示を義務化すること。
- 二 全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 三 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

平成21年12月22日

【提出先 内閣総理大臣・内閣府特命担当大臣(消費者及

び食品安全)・経済産業大臣・農林水産大臣・衆議院議長・参議院議長】

### ◆改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7千人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、政府は多重債務者対策本部を設置し、多重債務問題改善プログラムを策定した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。しかしながら、改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩

和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。そこで、先に設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求め

- 一 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 二 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 三 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 四 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

平成21年12月22日

【提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・多重債務者対策本部長・金融担当大臣・消費者政策担当大臣・厚生労働大臣・総務大臣・国家公安委員会委員長】

## 市議会の権限

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。主な権限として、次のようなものがあります。

- ◎議決 条例の制定・改正・廃止・予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します。
- ◎選挙と同意 議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。また、副市長、教育委員、監査委員などの市の重要な職につく人を選任する際には、議会の同意が必要です。
- ◎調査 市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。
- ◎請願・陳情の審査 請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします。
- ◎意見書 公益に関することについて市議会の意見を政府などに提出します。
- ◎決議 政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。